		日号外	ページ
一	○農林水産省、経済産業省、国土交通省 エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項の規定に基づき、同項各号のエネルギー環境適合製品を定める件の一部を改正する件	二九67	二六
一	○農林水産省、環境省 阿寒国立公園に関する阿寒生態系維持回復事業計画の策定に係る件	一二	五
一	○林野庁 林野庁の保有する行政文書の開示に係る手数料を収入印紙によって納付することが適当でない部局又は機関を定めた件等を廃止する告示	二六	五
三〇	○経済産業省 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件	一	六
三一	輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件	一	六
三一	石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則第三十四条の二第四号の規定に基づき、経済産業大臣が定める方法を定めた件	一	七
三三	複写機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等	140	一二
三四	電気冷蔵庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等	140	一四
三五	電気冷凍庫の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等	140	一六
三六	複合機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等	140	一八
三七	プリンターの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等	140	二三
三八	電気温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等	140	二六
三九	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件	四	四
四〇―四二	電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件	四	四
四三	電気事業法第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づく登録安全管理審査機関の登録の更新をした件	六	八
四四―四六	伝統的工芸品として指定する件	一〇	八
四七	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第二項第二号の規定に基づく液化石油ガス設備士のための養成施設を指定した件	八46	一三
四八	消費生活用製品安全法第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件	一一	六
四九	電気事業法第五十七条の二第一項の登録調査機関として登録の更新をした件	一二	六
五〇	計量法第百条において準用する同法第六十六条の規定によって指定製造事業者の指定の効力を失った件	一五	四
五一	工業用水道事業費補助金交付規則を廃止する件	二二	五
五二	中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件	二五	五
五三	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件	二五	五
五四	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件	二五	五
五五	商標法第四条第一項第二号の規定に基づき、アルゼンチン共和国の記章を指定した件	二五60	六七
五六	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、欧州委員会の標章を指定した件	二五60	六七
五七	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、汎アフリカ大学の標章を指定した件	二五60	六七
五八	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、投資紛争解決国際センターの標章を指定した件	二五60	六八
五九	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、仏語圏国際機構の標章を指定した件	二五60	六九
六〇	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、仏語圏エネルギー環境機構の標章を指定した件	二五60	六九
六一	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、東南部アフリカ市場共同体の標章を指定した件	二五60	六九
六二	商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、国連開発計画の標章を指定した件	二五60	六九
六三	平成二十四年度以降の五年間についての石油備蓄目標を定めた件	二六	五
六四	計量法第百六条第三項において準用する同法第三十二条の規定に基づき、一般財団法人日本品質保証機構から検定の業務の一部を廃止する届出があった件	二七	五